

# 遺言書を書いてみよう② ～心の中の真実～

## (2) 公正証書遺言

『せっかく書いた遺言書が無効になるかもしれないなんて、考えただけでもおそろしい』と思っていたブネでしたが、隣の奥様おガルちゃんから『公正証書遺言で作成すればいいじゃない』と教えてもらいました。

公正証書遺言は、遺言の内容を公証人に伝えて公正証書として作成する遺言書です。

一番のメリットは自筆証書遺言のように法的不備を気にする必要がないことでしょう。裁判所の検認を受ける必要がないことも大きいです。また、遺言書の原本は公証役場で保管されるため、万一正本を紛失しても再交付を受けることができます。自筆証書遺言と異なり、作成後に第三者の手が加えられる心配もありません。

もちろん、メリットがあればデメリットもあります。まず公証人手数料がかかります(下記参照)。それと遺言書の完成までに公証人とのやりとりに手間がかかるほか、2名以上の証人の立会いが必要となります。

『ぼくが証人になるよ』『私も証人になりた～い』カズオとワガメが証人に立候補しましたが、これは認められません。未成年者は証人になれず、さらに遺言者の推定相続人(今、相続が発生した場合に相続人になる人)は証人になることができません。当初、ブネは親しい友達に証人をお願いしようと考えましたが、やはり遺言の内容を知られることに抵抗を感じたので、信頼のできるY会計事務所に証人を依頼することにしました。面倒な公証人とのやりとりもY会計事務所がやってくれました。

### 必要書類

公正証書遺言を作成するためには、最低限下記の書類が必要になります。見ただけで嫌になりそうですが、亡くなった後に検認を受けなくてもよいことを考えれば、まあ仕方ないですね。

相続人に相続させる場合は相続人との関係がわかる戸籍謄本、相続人以外の人に遺贈する場合にはその方の住民票

遺言者の印鑑証明書

不動産の場合は、その目的となる不動産の謄本や固定資産評価証明書

預貯金の場合は、金融機関名と口座番号

証人2名の氏名と生年月日



### 公証役場の手数料

気になる公証人手数料ですが、相続財産の額と各相続人等がどのような割合で相続するかによって変わってきます。今回ブネの財産は1億4,000万円あり、カズオには8,000万円、ワガメには4,000万円、ダラオには2,000万円、そしてマズオ(養子)にはビター文やらない旨の遺言を作成しました。この場合、カズオの8,000万円は右の表に当てはめると43,000

(各人の相続財産の価額)	(公証人手数料)
100万円以下	5,000円
100万円を超え200万円以下	7,000円
200万円を超え500万円以下	11,000円
500万円を超え1,000万円以下	17,000円
1,000万円を超え3,000万円以下	23,000円
3,000万円を超え5,000万円以下	29,000円
5,000万円を超え1億円以下	43,000円
1億円を超え3億円以下	43,000円に5,000万円までごとに13,000円を加算
3億円を超え10億円以下	95,000円に5,000万円までごとに11,000円を加算
10億円を超える場合	249,000円に5,000万円までごとに8,000円を加算

円、同様にワガメとダラオはそれぞれ29,000円と23,000円となり、公証役場へ支払う手数料は95,000円となります(このほか、遺言書の用紙代2~3,000円がかかります)。相続財産の総額が1億円以下となる場合は、この表による手数料合計に11,000円が加算されます。もし遺言者が病気などで公証役場へ出向くことができない場合は、公証人が病院等に出張してくれるサービスもあります(別途、手数料加算となります)。

マ『い、遺留分の侵害なう』